

**「あすてっぷコワーキング北神」一時保育及び設備管理業務
委託事業者 募集要領（公募型プロポーザル）**

1. 案件名称

「あすてっぷコワーキング北神」一時保育及び設備管理業務

2. 業務目的及び概要

本市では、女性の「はたらく」を応援するため、無料の一時保育付きコワーキングスペース「あすてっぷコワーキング」（<https://astep.city.kobe.lg.jp/coworking/>）を設置・運営し、働く女性、働きたい女性の就労促進・ステップアップを支援している。

本業務は、神戸電鉄岡場駅前にあるショッピングセンター「エコー・リラ」のテナントスペースに 2027 年 1 月末に新設予定の「あすてっぷコワーキング北神」において、コワーキングスペース利用者の子どもを対象とした一時保育や、施設全体の管理等を行う。

（1）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（2）履行期間

契約締結日から 2029 年 3 月 31 日まで

（3）履行場所

あすてっぷコワーキング北神（北区藤原台中町 1 丁目 2-2 エコー・リラ 1 階）

（4）事業規模（契約上限額）

61,900,000 円（消費税・地方消費税含む）

（内訳）2026 年度 11,100,000 円（うち、開業準備経費 1,200,000 円）

2027 年度 25,400,000 円、2028 年度 25,400,000 円

3. 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は市と協議の上、企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

各年度の業務完了後、本市の検査を経て、年度ごとに受託者の請求に基づき支払うこととする。ただし、希望する場合は、事前に本市と協議の上、受託者の請求に基づき前金払を行う。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（4）契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

（5）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き及び民事再生法による再生手続きの申立がなされている団体（更生又は 再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (6) 業務遂行に各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合は、これらを受けていること。
- (7) 本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (8) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (10) 直近 1 年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (11) 共同企業体として参加する場合は、代表者及び全構成員が上記（1）～（10）を全て満たすこと。また、市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、本事業の公募について単独または他の共同企業体の代表者及び構成員として参加することはできない。

5. スケジュール

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 公募開始 | 2026 年 9 月 8 日（火） |
| (2) 参加申請 | 2026 年 9 月 25 日（金）17 時必着 |
| (3) 質問書提出期限 | 2026 年 9 月 25 日（金）17 時必着 |
| (4) 質問への回答 | 2026 年 10 月 1 日（木）予定 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 2026 年 10 月 26 日（月）正午必着 |
| (6) 選定委員会 | 2026 年 11 月 4 日（水）または 5 日（木） |
| (7) 選定結果の通知 | 2026 年 11 月初旬予定 |
| (8) 契約締結 | 2026 年 11 月初旬予定 |
| (9) 事業完了 | 2029 年 3 月 31 日（土） |

6. 参加手続き等に関する事項

仕様書及び各種様式については、市ホームページからダウンロードすること。

○各書類の提出先（共通）

担当：神戸市地域協働局男女共同参画課 あすてっぷコワーキング担当（078-361-6978）

電子メール送信先：coworking@city.kobe.lg.jp

※送信後に電話で受信確認をお願いします

(1) 参加申請

- ア 提出書類 参加申請書兼誓約書（様式1）
- イ 提出方法 PDF データを電子メールで提出
- ウ 提出期限 2026 年 9 月 25 日（金）17 時必着

(2) 質問（任意）

- ア 提出書類 質問書（様式自由）
- イ 提出方法 電子メールで提出
- ウ 提出期限 2026 年 9 月 25 日（金）17 時必着
- エ 質問に対する回答 2026 年 10 月 1 日（木）（予定）に全参加者へ電子メールで送付
- オ その他
 - ・上記以外の方法による質問には回答しない。
 - ・回答内容は、本募集要領及び仕様書等を追補するものとして取り扱う。
 - ・参加資格に関する質問（業務内容に直接関係しないもの）は、担当まで電子メールにて別途お問い合わせください。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案書提出書（様式2）

②企画提案書

○記載項目

下記項目に沿って、実施内容や方法、ポイント等を具体的に示すこと。

- ・業務全体の実施方針、提案のセールスポイント
- ・本業務にかかる実施体制・役割分担（一時保育の配置スタッフ数を必ず記載すること）、責任者の経歴、実務経験年数及び資格等
- ・実施方法（日常的な保育で提供する遊びやイベントの企画案、安全対策等）
- ・協力企業等及びその担当業務（ある場合のみ）
- ・類似業務実績（ある場合のみ）

○注意事項

- ・A4 サイズ 20 ページ程度とし、表紙と目次以外にページ番号を記載すること。
- ・参加事業者の名称やロゴマーク等は記載不可
- ・著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書の内容を無償で利用できるものとする。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

③見積書（任意様式）

見積書及び積算内訳書は、年度ごとにそれぞれ上限額の範囲内で作成すること

④法人に関する書類

- ・法人概要がわかる資料（例：企業パンフレット等のデータ）
- ・登記簿謄本又は登記事項全部証明書等の写し

⑤電子契約システム利用確認書（様式3）

SMBC クラウドサイン（株）が提供する電子契約サービスによる契約締結に応じる場合、提出すること。

市HP：https://www.city.kobe.lg.jp/a32541/20220520_econtract.html

※共同企業体として参加する場合

⑥共同企業体結成同意書（様式４）及び代表者を除く構成員の誓約書（様式５）

イ 提出方法：電子メール（いずれも PDF 形式で送付すること）

ウ 提出期限：2026 年 10 月 26 日（月）正午必着

7 選定に関する事項

（１）評価基準

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。各項目の評価内容等は別紙「評価基準」を参照すること。

- ・業務遂行能力【50 点】
- ・企画内容【30 点】
- ・社会貢献評価【5 点】
- ・地域貢献評価【10 点】
- ・価格点【5 点】

（２）選定方法

ア 選定委員会

本企画提案の審査は、上記の審査基準に沿って「「あすてっぷコワーキング北神」一時保育及び設備管理業務 委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定方法

- ・選定委員は企画提案書に対し評価基準に沿って 100 点満点で評価を行い、各委員の総評価点が最も高い参加事業者を委託候補者とする。
- ・評価点の合計が 5 割未満の場合は、企画提案者が 1 者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。
- ・見積金額が契約上限額を超えている場合、評価点は算出せず失格とする。
- ・審査の結果、評価点が最も高い参加事業者が複数いる場合は、「企画内容」の合計点数が高い者を契約候補者とする。
- ・契約候補者が辞退又は当実施要領の規定に違反した事等を理由に契約締結の協議が不調となった場合は、評価点の合計が上位の者から順に協議する。

ウ プレゼンテーション審査（詳細は別途通知予定）

①開催日程（予定） 2026 年 11 月 4 日（水）または 5 日（木）

②場所 神戸市役所 1 号館内 会議室

③その他

- ・各参加事業者の説明時間は 10 分、委員との質疑応答は 10 分とする
- ・参加事業者多数により、事前に行う書面審査を通過した参加事業者に対してのみプレゼンテーション審査を行う場合がある。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加事業者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までに他の参加事業者に対して提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知および公表

選定結果は、決定後速やかに文書で通知する。

また、本市ホームページには契約候補者の名称と総得点、他の参加事業者の総得点を掲載する。

8. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は参加事業者の負担とする。著作物や肖像権についても、参加事業者の責任において適法に取得すること。
- (2) 提出された企画提案書は公文書扱いとなるため、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて公開の対象となることに留意して作成すること。
- (3) 提出書類は、期限後の提出や差し替え、返却は受け付けない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査や業者選定の用以外に参加事業者が無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本公募型プロポーザル参加は無効とする。

9. 問い合わせ先

神戸市中央区橘通 3－4－3 神戸市男女共同参画センター

神戸市地域協働局男女共同参画課 あすてっぷコワーキング担当

TEL：078-361-6978 E-mail：coworking@city.kobe.lg.jp

1. 評価基準

評価項目	内容	乗数	配点
1. 業務遂行能力 (50 点)	・ 管理責任者及び運営責任者に、児童福祉施設等での実務及びマネジメント経験があるか。 ・ 市やコワーキング運営事業者、エコール・リラ管理事務所との連絡調整や連携を円滑に実施できる体制が十分に確保されているか。	× 3	15 点
	・ 保育スタッフを十分確保できるか。 ・ 保育スタッフの育成・研修計画が適切か。	× 3	15 点
	安全管理、危機管理体制（救急・事故、避難誘導、感染症等の対策等）、法令・倫理遵守（人権配慮、虐待防止、性被害防止等）が適切か。	× 2	10 点
	事業所内や商業施設内での一時保育や、児童福祉施設等の運営や児童健全育成事業等、類似業務実績があるか。	× 2	10 点
2. 企画内容 (30 点)	・ 業務の目的や内容を十分に理解しているか。 ・ 業務に関連する知識が豊富か。	× 2	10 点
	保育内容について、子どもが楽しく安全に飽きずに過ごせる運営内容及び工夫があるか。	× 3	15 点
	イベントの提案内容が利用促進の観点から効果的か。	× 1	5 点
3. 社会貢献評価 (5 点)	応募者の男女共同参画の職場づくりに関する取り組み等を評価する。別添に記載する評価事項・内容に該当する場合に加点する。 ・ 詳細は次項を参照 ・ 共同企業体の場合は、構成員となる全事業者を採点し、平均（小数点以下第 1 位を四捨五入）を加算	—	5 点
4. 地域貢献評価 (10 点)	地元企業（神戸市内に本社を有する企業） 10 点 準地元企業（神戸市内に支社・営業所等を有する企業） 5 点 ・ 共同企業体の場合は、構成員となる全事業者を採点し、平均（小数点以下第 1 位を四捨五入）を加算 ・ 関連企業（別法人）は評価対象外	—	10 点
5. 価格点 (5 点)	以下の計算式に基づき算出する。（小数点以下切り捨て） ・ 全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格 × 5 点	—	5 点
合計			100 点

- ・ 評価項目 1 及び 2 については、1～5 段階（5：特に優れている、4：優れている、3：普通、2：やや不十分、1：不十分）で評価する。
- ・ 見積金額が契約上限額を超えている場合、価格点は算出せず、失格とする。

2. 社会貢献評価の内容

評価する事項・内容	提出書類
下記のいずれかに該当していることを評価する。	
(1) こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業） 本市では、平成 15 年度から「こうべ男女いきいき事業所表彰」を行ってきたところ、令和 4 年度に「こうべ女性活躍推進企業認定」制度へ移行した。令和 4 年度から、兵庫県との共同で、女性活躍や多様な働き方に積極的に取り組む企業等を「こうべ女性活躍推進企業」（ミモザ企業）として認定している。	認定証の写し ※神戸市のHPにて公表
(2) えるぼし認定・プラチナえるぼし認定 女性活躍推進法では、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、女性が活躍できる職場づくりのための取り組みや数値目標などを含む行動計画を策定したり、自社の女性の活躍に関する状況の情報を公表することなどが事業主に義務付け（現在は常時雇用する労働者 301 人以上）られており、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主は、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定事業者に加点評価を行う。※国の各府省がプロポーザル・総合評価を行うときは「えるぼし」認定企業を加点評価している。	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
(3) くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定事業者に加点評価を行う。※国の各府省がプロポーザル・総合評価を行うときは「くるみん」認定企業を加点評価している。	くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
(4) ユースエール認定 若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理状況などが優良な中小企業は、「ユースエール認定企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定事業者に加点評価を行う。 ※国の各府省がプロポーザル・総合評価を行うときは「ユースエール」認定企業を加点評価している。	ユースエール認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
(5) ひょうご女性の活躍企業表彰 女性の登用や職場環境の改善等、女性の活躍に積極的に取り組む事業所を、兵庫県のひょうご女性の活躍推進会議が表彰している。表彰事業所の取り組みをたたえ、また、広く周知することにより、県内における女性の活躍を一層推進していくことを目指している。被表彰者に加点評価を行う。	表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議のHP にて公表。
(6) 仕事と生活のバランス企業表彰 多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進など、「仕事と生活のバランス」の実現推進のために先進的な取り組みを実施している企業・団体等を、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会のひょうご仕事と生活センターが表彰している。被表彰者に加点評価を行う。	表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHP にて公表。